

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

宗教統計調査

### 2 調査の目的

宗教法人数等について調査し、宗教法人及び宗教団体の実態を把握することにより、宗務行政上の基礎的資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する「宗教団体」のうち、次に掲げる区分に該当するもの

区分	定義
包括宗教法人	単位宗教法人 <sup>(注1)</sup> 又は単位宗教団体 <sup>(注2)</sup> を包括する宗教法人
包括宗教団体	単位宗教法人又は単位宗教団体を包括する非法人の宗教団体 ただし、非法人の宗教団体のみを有する包括宗教団体は、本調査の対象に含まれない。
単立宗教法人	包括宗教法人又は包括宗教団体に包括されていない宗教法人

(注1)「単位宗教法人」とは、包括宗教法人又は包括宗教団体に包括されている宗教法人（被包括宗教法人）及び単立宗教法人の総称をいう。

(注2)「単位宗教団体」とは、包括宗教法人又は包括宗教団体に包括されている非法人の宗教団体（被包括宗教団体）及び単立宗教団体（包括宗教法人又は包括宗教団体に包括されていない非法人の宗教団体）の総称をいう。

ただし、本調査は、宗教法人を対象として、その関連で非法人の宗教団体をとらえるものであることから、単立宗教団体は、本調査の対象には含まれない。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

- ・包括宗教法人及び包括宗教団体 : 約 400法人・団体
- ・単立宗教法人 : 約 7,400法人

#### (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

前年度の調査で対象となった全ての宗教法人及び包括宗教団体から、新たに法人設立（解散）したものを加えたもの（除いたもの）を調査対象とする。（被包括宗教法人及び被包括宗教団体に関しては、包括宗教法人又は包括宗教団体でとりまとめて一つの回答とする。）

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項

#### ア 包括宗教団体・包括宗教法人

- ① 宗教法人（団体）名、宗教系統、代表役員（代表者）氏名、法人連絡先、登記上の所在地
- ② 宗教団体数（宗教法人を含む。）
  - ・宗教団体の種類（神社、寺院、教会、布教所、その他）別
  - ・都道府県別
- ③ 宗教法人数
  - ・宗教法人の種類（神社、寺院、教会、布教所、その他）別
  - ・都道府県別
- ④ 教師数
  - ・総数、男女別（うち外国人の数）
  - ・都道府県別
- ⑤ 信者数
  - ・都道府県別

#### イ 単立宗教法人

- ① 宗教法人名、宗教系統、代表役員（代表者）氏名、法人連絡先、登記上の所在地
- ② 教師数
  - ・男女別（うち外国人の数）
  - ・都道府県別
- ③ 信者数
  - ・都道府県別

[集計しない事項の有無]    無    有

次に掲げる事項については、本調査の調査対象名簿の更新に使用している。

- ・宗教法人名、代表役員（代表者）氏名、登記上の所在地、法人連絡先

※ただし、包括宗教法人又は包括宗教団体に係る「宗教法人名」については、第6表の作成にも使用している。

### (2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の12月31日現在

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

(文部科学省（文化庁）所轄)

文化庁－包括宗教法人・単立宗教法人・包括宗教団体

(都道府県所轄)

## 文化庁－都道府県宗教法人担当－包括宗教法人・単立宗教法人

(注) 宗教法人に係る所轄について

宗教法人は、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が所轄する(宗教法人法第5条第1項)が、下記①～③に該当する宗教法人は文部科学大臣が所轄する(同条第2項)。

- ① 他の都道府県に境内建物を備える宗教法人(複数の都道府県に境内建物を備えている宗教法人)
- ② ①に該当する宗教法人以外で、それを包括する宗教法人
- ③ 前述の宗教法人のほか、他の都道府県内の宗教法人を包括する宗教法人

### (2) 調査方法

郵送調査     オンライン調査 (  政府統計共同利用システム    独自のシステム  
 電子メール)    調査員調査    その他 (                    )

[調査方法の概要]

- ① 文部科学大臣は、直接又は都道府県知事を通じて、必要部数の調査票を郵送するとともに、電子メール及びオンライン調査システムを通じての回答も可能である旨について案内する。
- ② 報告者は、以下のいずれかの方法で調査に回答する。
  - (ア) 郵送された調査票に記入し、郵送により回答を提出する。
  - (イ) 電子メールで提出する場合は、文化庁及び各都道府県があらかじめ定めたアドレスへ回答する。
  - (ウ) 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを使用して回答する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り    毎月    四半期    1年    2年    3年    5年    不定期    その他 (                    )  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：                    年)

### (2) 調査の実施期間

毎年4月～6月下旬

## 8 集計事項

第1表 宗教法人数総括表

第2表 全国社寺教会等宗教団体・教師・信者数

(1) 系統別

(2) 都道府県別

第3表 系統別単位宗教団体・教師・信者数

第4表 包括宗教団体の被包括宗教団体・教師・信者数

第5表 単立宗教法人・教師・信者数

第6表 包括宗教団体別被包括宗教団体・教師・信者数

第7表 過去10年間における主要数値の推移

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表 )

(2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧 )

(3) 公表の期日

調査実施年の翌年2月末までに公表する

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

本調査は、宗教法人・団体を対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：5年保存

調査票の内容を記録した電磁的記録：常用

(2) 保存責任者

文化庁宗務課長